

## 環境社会配慮ガイドライン包括的検討

## ⑧住民移転、先住民族

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【8.1 世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照】				
1	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の 住民移転計 画の構成要 素の参照」 PDF 資料の 1 ページ目 ～「土地の 利用制限」 について  世銀 Guidance Note for Borrowers ESS5 GN4.4. (P4)*	<p>架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業（上下水道敷設、地下鉄、トンネル構造の道路など）のように土地取得や被影響住民の住居の移転を伴わないが、土地利用を阻害あるいは制限するような場合の補償が JICA ガイドラインで規定されていないことから、日本も含めた第三国におけるグッドプラクティスを参考として、ガイドラインの見直しにおいて検討してください。（コ）</p> <p>*出典：世銀 Guidance Note for Borrowers ESS5  <a href="http://documents.worldbank.org/curated/en/294331530217033360/ESF-Guidance-Note-5-Land-Acquisition-Restrictions-on-Land-Use-and-Involuntary-Resettlement-English.pdf">http://documents.worldbank.org/curated/en/294331530217033360/ESF-Guidance-Note-5-Land-Acquisition-Restrictions-on-Land-Use-and-Involuntary-Resettlement-English.pdf</a></p>	小椋委員	<p>ご指摘の点については、現行 GL に明確な規定はありませんが、各国国内法における補償要件を踏まえつつ、影響の度合いに応じた補償を実施しています。</p> <p>他方で、世銀 ESS においてもご指摘のような土地利用制限に係る配慮が規定されていますが、同制限に伴い生計損失が発生する場合の補償が念頭におかれているものと思われ（Para33 以降）、資産価値の低減や他の目的での土地利用の制限に対する補償といったものは含まれてはいないように思われます。</p> <p>各国国内法や世銀 ESS の運用事例をはじめ日本の事例等についても勘案した上で検討したいと存じますが、日本のグッドプラクティスについて、適切な事例があればご教示いただければ幸いです。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	（出典右段に記載）			
2	世銀 ESS5 Planning and implementation 20. (P57)	世銀 ESS5 の Paragraph 20 (Where land acquisition or restrictions on land use are unavoidable,) において、土地の利用制限が課せられた場合の補償事例について調査でわかったことがあればご教示ください。（質）	小椋委員	上記 1. 回答を参照してください。
3	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素の参照」PDF 資料の 1 ページ目～「補償水準」について	不動産市場が存在あるいは機能していない場合、「別の方法（例えば土地の生産物の価格等）」で算出することであるが、調査で明らかになった具体的な算定方法があれば、ご教示ください。（質）	小椋委員	JICA GL 別紙 1 非自発的住民移転 2.に記載の通り「再取得価格に基づき」補償方針が策定されていることを審査の際に確認しています。 JICA ガイドラインレビュー調査 2-39 ページに記載の通り、（対象案件のうち）住民移転が発生する 37 案件中、全件で RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認しています。
4	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素」	上記（NO.3）の別の方法の算定手法で算定した補償金で近傍で代替地が取得でき、かつ、移転先地で生計が十分に回復できるだけの補償額の水準になっていますか？（質）	小椋委員	上記 3. 回答を参照してください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	素の参照」 PDF 資料の 1 ページ目 ～「補償水 準」につい て			
5	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の 住民移転計 画の構成要 素の参照」 PDF 資料の 5 ページ目 ～「苦情処 理メカニズ ム」につい て	調査で明らかになった具体的な苦情の内容（代表的だと 思われる苦情）について、ご教示ください。  また、その苦情の解決プロセスと解決手段がわかれば 教えてください。（質）	小 椋 委員	JICA ガイドラインレビュー調査のうち、個別案件シートの 81 番に記載して おりますが、苦情の多くは事業による騒音・振動が多く、補償額に関する 苦情も確認されています。同調査 2.2.4(21)には以下の通り記載されてい ます。 「苦情処理メカニズム（GRM）は住民がアクセスしやすい村落レベルから 地方自治体レベル、さらにその上位の県や省レベルと、様々な段階での窓 口が設置され、解決しなければより上位のメカニズムを活用できる仕組み が一般的である。また、多くの案件では、GRM の裁定に不服の場合、住民 は司法プロセスでの解決を求めることも認められている（GRM への参加 は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない）。本調査対象案件の レビューを通じ、当該国の既存の司法プロセスとは別の事業独自の GRM の設立（既存の司法プロセスが手続きに時間を要し、必ずしも現地住民に 信頼されているとは限らない等の理由による）、苦情処理委員会への被影 響住民や女性、部族代表、NGO 等の参画、GRM の利用性の向上が確認さ れた。」
6	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の	非自発的住民移転では、実施機関が移転先地を用意し て PAPs を当該移転先地に移転させる場合を除いて、 金銭の渡し切り補償によって移転させる場合のモニタ	小 椋 委員	JICA ガイドラインレビュー調査 2-17 ページに記載の通り、現地調査を実 施した 8 件のうち、生計回復支援が対象となる 5 案件について、移転住民 が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	住民移転計画の構成要素の参照」 PDF 資料の 3～5 ページ目～「モニタリング」について  世銀 ESS5 Annex1. Paragraph 15. Monitoring and evaluation	リングが難しいと存じますが、ガイドラインの見直しの調査において、モニタリングを実施した事例があれば、次の観点でご教示ください。（質） ・モニタリングの実施時期、回数、頻度 ・移転した全世帯の捕捉の可否 ・移転した世帯の生計回復の度合い		できているかについて調査を実施しましたが、対象となる案件では生計回復策を実施中・対応中であり、本調査の時点では、生計が回復したか否かを判断できる段階にはありませんでした。（個別案件の詳細については 2-17 ページをご参照ください）
7	「論点 8.1 世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素の参照」 PDF 資料の 3～5 ページ	JICA 環境社会配慮助言委員会では、事業実施前の段階において助言を付すことが目的と承知していますが、助言した後の事業のモニタリング結果について委員会に報告いただくことは可能ですか？（質） （助言とモニタリング結果の報告の期間が複数年経過し、助言委員のメンバーが変わっているため実務上難しいことも推測できますが。）	小椋委員	環境社会配慮助言委員の皆様をお願いしております委嘱の内容には、「環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。」が含まれています。  カテゴリ A 案件のうち、モニタリング結果の公開について先方政府との合意が得られている事業については、モニタリング実施期間中に助言委員会への報告を行っています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	目～「モニタリング」について  世銀 ESS5 Annex1. Paragraph 15. Monitoring and evaluation			
8	スライド 2	ESS5 para13 では被影響住民（PAPs）に対して透明性のある手続きを経て補償の支払いがなされることが求められている。この透明性ある手続きを具体的に示した文書はあるか。（質）	田辺委員	ESS5 に記載のある透明性のある手続きは具体的に RAP や LRP で示されていると理解しています。（ESS5 para13 や GN13.1 にあるように、補償金額算定方法は RAP/LRP に記載され、PAPs に開示され説明されるとの記載があります）なお、世銀の公表資料を調査しましたが、「ESS5 要求事項について透明性ある手続きを具体的に示した文書」は見つかりませんでした。
9	スライド 2	補償の支払いにおいて、透明性ある手続きを確保するためには、資産調査結果と合意書の速やかな手交が要件とすること。（コ）	田辺委員	ご指摘の点は、世銀の運用事例等も参考に検討してまいりたいと存じます。なお、JICA ガイドラインレビュー調査においては、個別案件シートの 76 番にて「対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認」を行っており、非自発的住民移転が発生するほとんどの案件で文書の取り交わしが行われていたことを確認しています。
10	スライド 2	補償算定基準の公開（ESS5 para13）については JICA ガイドラインの別紙 1 に含めること。（コ）	田辺委員	上記 3. 回答ご参照ください。公開の有無については、カテゴリ A 案件については住民移転計画において全て公開されています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11	スライド 3-4	ESS5 Annex 5 に従って JICA ガイドラインに別紙を作成すること。移行期間中の支援（ESS5 Annex 1 para29）についても明記すること。（コ）	田辺委員	移行期間中の支援については、現行 GL の下でも検討されており、引っ越し費用や元の生活水準に戻るまでの期間の補償等を考慮に入れた補償金額が設定されています。また、JICA GL 別紙 1 非自発的住民移転 4. には「世界銀行のセーフガードポリシーに規定される内容が含まれることが望ましい」と記載されており、この点を考慮した上で検討したいと考えます。
12	GL20p ESS5	3. 用語の修正提案。「適切な参加」は「意味のある参加」とするのが望ましいように思われます。（コ）	石田委員	ご指摘の点については、現行 GL が意図するところと世銀 ESF での記載に配慮し、具体的な文言を検討したいと思います。
13	GL ESS5	住民移転計画の作成と実行には女性の視点と関心が含まれるべきである、という ESS5 para18 の指摘は大切なので、GL に含めてほしいです。（コ）	石田委員	現行の JICAGL（2.5 社会環境と人権への配慮）においても、女性に対する配慮について記載しています。（第 5 回包括検討においても議論いただいております）
14	レビュー 4-29	モニタリングの例が 5 件挙げられています。分かり易い例を有難う御座います。これらの例を用いながらより意味のあるモニタリングの実施を検討してほしいです。（コ）	石田委員	ご意見ありがとうございます。上記回答 7. の通り、カテゴリ A 案件のうち、モニタリング結果の公開について先方政府と合意が得られている案件についてはモニタリング実施段階における助言委員会への報告を行っています。
15	スライド 4	これまでも住民移転計画の中で物理的移転と経済的移転、またその両方が同時に移転する場合などで、適宜整理して RAP の支援策が作成されてきたと認識しています。新しいガイドラインでは、この整理を明確にすることで、RAP 中の支援計画をより合理的に整理できると考えられます。（コ）	柴田委員	ご意見いただいた点につき、世銀や他機関の動向も踏まえ検討したいと思います。
16	スライド 6	WG でもこれまでに労働者のための苦情処理メカニズムや環境影響に関する GRM が議論されてきたが、従来の非自発的住民移転に関する GRM と要件を整理	柴田委員	ご意見参考にいたします。ご参考まで JICA ガイドラインレビュー調査 2-39,40 ページには、以下の記載がございます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		し、合理的に統合、分離できる仕組みを検討する必要がある。（コ）		「レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリ A、B の 44 案件のうち 43 案件で GRM が整備されている。残る 1 案件（案件 No.34）については、E/S 借款のため対象外とする。これに加えて、住民移転が発生しない 11 案件で、工事騒音等を対象とした GRM が設置されている。」
17	P.1	現行ガイドラインでは、補償が再取得価格に基づき行われなければならないとあるが、明確な基準について記載がない。ESS5 の footnote6 にあるように、「土地や構造物の市場が機能している場合は、再取得価格は市場価格に登録税や譲渡税等の transaction cost を追加した金額が再取得価格となるが、土地や構造物の市場が存在もしくは機能していない場合、別の方法(例えば土地の生産物の価値等)を算出することで求められる」を参照し、別紙等で基準を明示すべき。（コ）	木口委員	ご意見参考にいたします。上記回答 3. の通り、大規模住民移転を含むカテゴリ A 案件については住民移転計画において再取得価格の算出基準が公開されています。
18	P.1	影響を受ける地域の社会的脆弱層は、土地や資源へのアクセスが限られ、人的ネットワーク等に依存して居住場所を確保していることが少なくないと考えられる。 ESS5 para29 の土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるよう支援する、という点は影響住民の貧困化を防ぐ上で重要なため、ガイドラインの別紙等で明確化することが望ましいのではないか。（コ）	木口委員	ご意見参考にいたします。法的・慣習的権利を有さない住民の移転において、移転地の提供を補償として実施するケースは多くあります。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
19	P.1	<p>現行ガイドラインでは、補償に関する合意書や資産調査結果についての規定がない。</p> <p>ミャンマー・ティラワ経済特別区開発事業では、資産調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、当該住民が認識・確認できておらず十分な補償交渉ができていないケースが見られた。また、移転・補償に関して署名した合意書が速やかに手交されておらず、住民が資産を記載した合意書複写を保持していなかったことで、混乱も生じている。</p> <p>「補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、被影響住民(PAPs)に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされる」ことが求められている (ESS5 para13)は、参照されるべきだが、合わせて、世銀がどのように透明性が確保されたと判断しているか確認する必要がある。（コ）</p>	木口 委員	ご指摘の点につき、世銀の運用状況も踏まえて検討してまいりたいと思います。
20	P.2	<p>これまでの 200 名未満の場合の簡易住民移転計画 (Abbreviated RAP: ARAP)は、RAP と比較してどのような内容が省略されていたのか。</p> <p>小規模とされる移転でも RAP が作成されることは、支援対象国のキャパシティビルディングという観点では、重要と思われます。（質・コ）</p>	木口 委員	<p>世界銀行の" involuntary Resettlement Source Book"によれば、Abbreviated RAP について以下のように記載されています。(同書 P389 より引用)</p> <p>22. An abbreviated plan covers the following minimum elements:6</p> <p>(a) a census survey of displaced persons and valuation of assets;</p> <p>(b) description of compensation and other resettlement assistance to be provided;</p> <p>(c) consultations with displaced people about acceptable alternatives;</p> <p>(d) institutional responsibility for implementation and procedures for</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				grievance redress; (e) arrangements for monitoring and implementation; and (f) a timetable and budget.
21	P.2	ESS5 Annex 1 para29 の「生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる」という点は、ティラワ経済特別区の初期の移転において、以降期間の支援が不十分で、住民が日々の生活の維持のために高利の負債を抱え、その後の生計回復が困難になるという事例があり、ガイドラインへ反映されるべき。（コ）	木口委員	移行期間中の支援については、現行 GL の下でも検討されており、引っ越し費用や元の生活水準に戻るまでの期間の補償等を考慮に入れた補償金額が設定されています。ご指摘の点は、世銀の運用状況や、現地での実態を把握した上で、合理的と考えられる範囲での検討を行いたいと思います。
22	P.3	事業者や国によって配慮に差がでないために ESS5 Annex 1 para3-16 の住民移転計画の構成要素は別紙、または FAQ に記載することを検討していただきたい。（コ）	木口委員	ご意見参考にいたします。
23	PPT5p	非自発的住民移転 90 案件中、5 件は RAP/ARAP が作成されていないということですが、その判断基準は何でしょうか？（質）	林委員	JICA ガイドラインレビュー調査第 2 章に記載の通り、非自発的住民移転に対する適切な対応を判断するために必要な情報はチェックリストや現地国内法に基づき確認していますが、「住民移転（用地取得）計画」という文書の作成がなされなかったことを指しています。なお、現行ガイドラインにおいては「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない」としています。
24	PPT5p	過去の WG の事例では、住民移転の数がかかなり大きかったケースがあったように思います。例えば、ガイドラインレビュー調査にもありますインド国ムンバイメ	林委員	ご指摘の事業については、現在事業実施中です。個別案件シートに記載の通り、被影響住民は 2017 年 12 月の SIA では 2,744 世帯であったが、事業デザインの変更等により、2019 年 9 月のモニタリング結果では 2,888 世帯

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		トロ3号線建設事業では、7000人以上が移転対象となっていますが、実際のところ問題は生じていませんか？（質）		となっており、住民移転は2020年6月に完了予定です。用地取得・住民移転中に生じた住民からの要望に対し、実施機関は書面での説明や住民協議等を通じ、継続的な説明を試みております。
25	5P	住民移転に関わる苦情処理メカニズムに関し、GRMの設置が述べられ、住民は国内の司法プロセスに訴えることも可能と記述されているが、かつてのインドネシアのコトパンジャン事例のように日本の司法制度に訴えてきた場合や異議申し立てに苦情を訴えてきた場合をも、苦情処理の延長線上に想定されているのでしょうか。JICAの異議申し立て制度は、GLとの適合性判断に審査を位置づけておられると聞きますが、このGRMとの関係では、いかなる位置に立つのでしょうか。（質）	作本委員	個別事業における非自発的住民移転について現地国内法及びJICAGLの要件を満たすように苦情処理メカニズムの設置を求めます。またJICAのウェブサイトにも、苦情も含む総合的な通報窓口を設けており、通報が寄せられた場合にはその都度迅速に対応することとしています。 なお、異議申し立てについては、JICAによるガイドラインの遵守の確保、および具体的環境・社会問題の紛争の迅速な解決を目的としています。
26	P1	ESS5では、補償水準、基準について定めているが、JICA案件では難しいのではないかと。（コ）	寺原委員	世銀の運用状況や、現地での実態を把握した上で、合理的と考えられる範囲での検討を行いたいと思います。
27	P2	規模に関わらずRAPを作成することになっているが、現実的なのか、疑問がある。（コ）	寺原委員	ESS5のpara21及びAnnex1によると、非自発的住民移転の規模は問わず住民移転計画の作成を求めています。但し、物理的移転と経済的移転等影響を受ける度合いによって、異なった項目が設定されています。 JICAでは住民移転計画の作成が求められる大規模な非自発的住民移転を伴う事業以外には、必要な情報はチェックリストや現地国内法に基づき確認しており、必ずしも住民移転計画を作成せずとも必要な要件の充足は確認・確保できるものと考えます。
28	P3	RAPの構成要素は、参照、参考としうる。必要条件とするかどうかは、議論の余地あり。（コ）	寺原委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
29	事前配布資料 1、p.2	世銀の ESS5 では、住民移転や家屋の移転だけでなく、利用資源への影響に対する補償も含まれているため、JICA がこれまで行ってきた生活・生計回復の支援策でカバーされている部分とそうでない部分の仕分けを行ったうえで、ガイドラインに追加すべき内容を検討する必要がある。（コ）	村山委員	ご意見参考にいたします。
30	事前配布資料 1、p.2	生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合の「移行期間への支援」については、現行ガイドラインで明記されていないため、記載の要否を検討した方がよいと思われる。（コ）	村山委員	現行の JICA GL 別紙 1 非自発的住民移転 2.においても「（前略）持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる」と記載されており、実際にも移転期間への支援を実施しています。
31	事前配布資料 1	ESS5 で示されている Economic Displacement（経済的移転）の概念で示されている内容のうち、JICA ガイドラインでカバーできていない部分がないか確認する必要がある。（コ）	村山委員	現行の JICA GL 別紙 1 非自発的住民移転において「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。」との記載があり、基本的には、経済的移転により生計手段の喪失等影響がある被影響住民への補償は含まれています。
32	P.1	土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるように支援する（ESS5 para29）とあるが、JICA の GL では権利のない住民にそのような家屋が提供できるのか？この物理的に移転するといのはどのような意味なのか？（コ）	重田委員	上記 18. 回答ご参照ください。
33	P.5	GRM は、住民がアクセスしやすい村落レベルなど様々な段階での窓口が設置されているとあるが、このプロセスに住民や女性の参加がどこまで担保されてい	重田委員	上記 25. 回答ご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		るのか？また、GEM への参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げないとあるが、この他の手段とは何を指すのか？例えば JICA の「異議申し立て制度」はここに入るのか？		
34	スライド 3	世銀 ESS5 Annex1 の住民移転計画の構成要素と、現行の JICAGL の項目の間には重点の置き方や記述に違いがあることから、世銀(ESS5)と JICAGL の整合性を保つよう、住民移転計画の構成要素を整理しながら取り込むこと。その際、JICAGL ではアジア開発銀行のガイドラインとの整合性に言及していることにも留意が必要である。（コ）	織田委員	ご意見参考にいたします。なお、現行の JICAGL では別紙 1 非自発的住民移転 4. において「世界銀行のセーフガードポリシーに規定される内容が含まれることが望ましい」と記載しています。
35	スライド 3 ESS5 para25 Annex1 para1, 7, 8, 30, 31, 32, 33	住民移転計画(plan)と枠組み(framework)の関係は複雑であり、framework の定義も含めて整理が必要である。（コ）	織田委員	世銀 ESS5 では、案件承諾段階でサブプロジェクトやプロジェクトコンポーネントが明確でない場合にはまず基本方針等を示した Resettlement framework を策定し、こうしたサブプロジェクト等が明確になったところでそのプロジェクト内容に応じた具体的な移転計画を Resettlement framework で示した基本方針に従って策定する、としています（ESS5 Annex 1 para 30）。同様に、JICA においても、事業実施段階においてサブプロジェクト内容が特定できないカテゴリ FI 事業等においては、通常枠組み（Framework）のみを審査時に協議し、改めてサブプロジェクトの決定を受けて計画（Plan）を作成することを求めています。
36	ESS5 para11, para26, para33	ESS5 Annex1para6 のベースラインとなる社会経済調査の項目と現行の JICAGL 環境社会配慮項目との整合性を整理する必要がある。同時に、para6 の社会経済調査ではその背景や留意点を詳細に説明していること	織田委員	ご意見参考にいたします

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	Annex1 para6	から、これを JICAGL または付属文書に含めることは有用と思われる。 加えて、社会経済調査における性別データの収集・分析するよう明記すること。これは移転の影響がジェンダーにより異なることに対し、特別の注意を払う（ESS5 para11, 26, 33, Annex para6）ための基礎である。（コ）		
37	ESS5 para11 ESS5 para18 ESS5 para20 注 18 Annex1 para11(d) (Annex1para27)	住民移転計画の決定、住民協議、計画の実施、補償の決定に当たり、以下の点においてジェンダー視点に留意するよう JICAGL に明記すること。（コ） ・ 生計への影響は男女で異なる(para18) ・ 現金補償か現物補償かの選好は男女で異なる場合があることから、選択肢を提供する(para18) ・ 土地の所有、占有の名義、補償金の支払いにあたり夫婦名義を可能にする(para20 注 18) ・ 移転支援策（職業訓練、貸付へのアクセス、就業機会等）(para20 注 18)(Annex1para27) ・ 女性に財産の所有権や契約権がない場合の補完的措置(para20 注 18) ・ 代替的生計計画支援(Annex1para27)	織田 委員	ご意見参考にいたします
38	ESS5 para23 Annex1 para15,	移転専門家による定期的なモニタリング報告の作成と、その結果に影響を受けた人と共有することを制度化すること。	織田 委員	現行 JICA GL の下実施されている社会モニタリングは、環境社会配慮専門家による実施支援が行われています。 GLII.2.1.情報公開 6.において「JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	para31, para33f	なお、ESS5 で述べられている移転専門家(competent resettlement professionals) (ESS5-23)と第三者モニター(third-party monitors) (Annex15, 31)は同じなのか？ (コ・質)		等に対して積極的に働きかける」と記載されており、審査時相手国での情報公開を促しています。 なお、ESS5 に記載されている移転専門家と第三者モニターについては公開情報を見る限り明確な定義について記載はないようです。
39	ESS5 para24 para33	ESS5 では（外部 external）完了監査(completion audit)に言及されているが、JICA GL にはこれと同様の役割は含まれていないとの理解で正しいか？ ない場合は、その役割を制度化すること。（質・コ）	織田 委員	現行の JICA の GL には ESS5 にあるような完了監査については含まれていませんが、大規模非自発的住民移転の発生するカテゴリ A 案件で行われている外部モニタリングを活用するなどして ESS5 も参考としながら今後検討を進めたいと考えております。
【8.2 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否】				
40	スライド 2	JICA のガイドラインにおいて呼称を変更しなかった場合に、アフリカのプロジェクト実施において差異が生じる可能性はあるのか（例えば FPIC の取得確認対象が変わることはあるか）。（質）	田辺 委員	先住民族等の特定について、実態に差異が生じることはないと考えられます。
41	ESS7 事前資料 P1	Para1,8,9 を参照して”先住民族/少数民族”についていまいし記述をしておくことが必要なのではないかと思えます。FAQ のほうになるのかもしれませんが。 (コ)	石田 委員	ご意見参考にいたします
42	ESS7 事前資料 P3	資料 P3、最初の項目。 ESS7 での意図を汲み取るとすれば、先住民族との”協議”という言葉ではミスリーディングになる恐れがあるように思えます。もっと地域の適正な開発と彼らの自主性を参画を尊重した内容かと思えるのです。 世銀の用語では借り手（JICA のケースでは、当該国とそれを支援する JICA のことかと）と IP/SSAHUTLC	石田 委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>は、より丁寧な関係、適正な開発のためのパートナーに近い内容のように思えますし、それが望ましいことは言うまでもないようにおもわれるのです。</p> <p>よって、ESS7の内容を取り込んでGLを改訂するならば、以上のことを踏まえてGLの先住民族/少数民族に関する記述を充実させる必要があるように思われます。（コ）</p>		
43	P.1	<p>Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities という区分に対して、市民社会の一部からは、異論が出ているようである。参照しない場合、JICAの業務上、先住民の定義等に影響するののか。（質・コ）</p>	木口委員	上記40. 回答ご参照ください。
44	PPT2P	<p>世銀で呼称を Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities に変更した理由はなんでしょうか。仮に、JICA GL を変更しないとした場合、想定される影響は何かありますか。（質）</p>	林委員	世界銀行のESFに係るステークホルダー協議において、特にアフリカ諸国から、分断を招きかねない、実際の状況を適切に反映していない等の理由でIPという用語への反対があったとされています。相手国等との関係性において用語の適切性に留意する必要があると考えます。
45	3P、ESS7	<p>ESS7の6にあるように、indigenous peoples は各国で異なった表現で使われている点は参照すべきであり（“Sub-Saharan African historically underserved traditional local communities,” “indigenous ethnic minorities,” “aboriginals,” “hill tribes,” “vulnerable and marginalized groups,” “minority nationalities,” “scheduled tribes,” “first nations,”</p>	作本委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		or “tribal groups” )、同報告書が説明するように、世銀は、これを如何なるグループに対しても当てはめ、表現上、象徴的に Sub-Saharan African・・・を加えて呼ぶとのメッセージであると捉えるならば、JICAGLにおける「先住民族」の用語使用においても参考となる内容であるといえ、用語定義を行う上でも、ESS7が参考になるといった理解を持つことができよう。これを JICAGL に仮に適合させるといった場合には、先住民族の用語定義にあたっては、当面、この ESS を参照するといった立場でもいいのではないか。なお、indigenous peoples の訳語として、「先住民族」は適当ではないと思われるが、現在、他に適訳が思い浮かばない。(コ)		
46	P1	参照することに賛成します。(コ)	寺原 委員	ご意見参考にいたします。
47	事前配布資料 2, p.1	現行ガイドラインでも先住民族という語はかなり使用されているため、民族間の対立を招かないような言葉の選択が求められる。世銀 ESS の para8,9などを参考に、ガイドラインの冒頭部分で定義しておくことを含めて、改定の際に検討すべきである。 ただし、JICA の対象事業が主としてアジア地域で実施されていることに鑑み、用語としてサブサハラ地域を特別に扱う必要はないように思われる。(コ)	村山 委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
48	P.1	JICAのGLで、「先住民族」として使用するのには支障があるのか？具体的にはどのような問題があるのか？（質）	重田委員	上記40. 回答ご参照ください。
49	ESS7para8	JICAGLのFQでは、「先住民族に該当するかは、＜中略＞、個別の状況に応じてJICAが判断していく方針」とある。ESS7において先住民族の定義が示されていることから、これを採用すべきである。（コ）	織田委員	JICAではこれまでも、運用上、世銀OP 4.10にある先住民族の4つの特徴、即ち、「自己認識」「土地や天然資源への集団的愛着」「主流社会とは異なる文化等」「独特の言語」を参考として先住民族に該当するかを案件ごとに判断して参りました。この特徴（定義）はESS7（パラ8）でも概ね変わらないことから、JICAとしてはESS7のこの定義を参考としつつこれまでと同様の運用を続ける方針でございます。
50	論点 8.2 スライド 1	JICAGLでは、先住民族・少数民族、少数民族・先住民族のように概ね少数民族と並べて表記されている。世銀の用語は、歴史的に不利な状況に置かれてきた人びとについての認識を示してはいるものの、サブサハラと地域を限定するかの印象を与える危険があることから、現GLのように先住民族・少数民族と併記することとし、ただし順序は統一すること。（コ）	織田委員	ご意見参考にいたします。
【8.3 世銀 ESS7 FPIC（Free, Prior, and Informed Consent）の定義の参照】				
51	スライド 3	ESS7に則って、JICAガイドラインにおいても「自由で事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent）が得られていなければならない」に変更すること。（コ）	田辺委員	ご意見参考にいたします。
52	ESS7 事前資料 P2	FPICについてGLで触れるならばそれが必要な理由も記述してください。（コ）	石田委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
53	事前資料 P2	ESS の当該箇所では 25 (d) explicitly disagree なので、反対意見があった場合、という状態よりももっと強い状況—反対が明確に示された場合—の場合でも、ということではないかと思われます。（コ）	石田委員	ご意見参考にいたします。なお、ガイダンスノート 25.3 によると、FPIC の際の誠実な交渉として、以下を規定しています。 ①協議プロセスに従事することへの意欲と合理的な時間・回数での面会、 ②情報共有の上の交渉のための情報共有、③相互受け入れ可能な交渉手続き、④当初の位置の変更可能性、⑤プロセスのための十分な時間の提供 (GN25.3)。ただし誠実な交渉の結果賛同が得られなくとも、事業実施の拒否とは見なさない。 また、25.4 では、賛同が得られなかった場合は、借入人は独立した専門家に助言を求めると記載されています。なお、25.1 に「FPIC にあたって先住民族の中の適切な代表者を特定することは重要。彼らは部族を代表してものごとを決断する権限を与えられており、部族長や長老だったり話し合いや投票で決められていたりする」とあります。
54	スライド 3	FPIC は Consultation から Consent に定義を見直すと同時に、FPIC が要求される 3 要件については ESS7 (para24) を参考に新しい GL において整理することが望ましい。（コ）	柴田委員	ご意見参考にいたします。
55	スライド 3	FPIC の考え方について、定義などを整理する際に、次の点に特に注意して検討することが望ましい。 Free に関しては、coercion, intimidation, harassment or manipulation by companies or governments が確保されている。  Prior について、before any activity on community land is commenced and that sufficient time is provided for	柴田委員	貴重な情報のご共有ありがとうございます。参考にいたします。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>adequate consideration が確保されていることが望ましい。</p> <p>Informed については、情報の公開（提供）に加えて、Capacity building, and the time taken for such capacity building may be necessary to ensure that the informed criterion is met という点を考慮することが望ましい。</p> <p>Consent については、there is a workable mechanism for determining whether there is widespread consent in the community as a whole and not just a small elite group within the community が考慮されていることが望ましい。（コ）</p>		
56	P.2	<p>これまで JICA の事業で、文化人類学など、先住民族の生活・文化に知見のあるメンバーが調査団に加わり調査することがあったか。</p> <p>スライドで「全員一致である必要はない」と強調されすぎていないか。FPIC が「自由で事前の協議」が「自由で事前の合意」に変わったことを相殺するように見えてしまう。</p> <p>FPIC の参照は重要である一方、ESS7 para25 の記載は曖昧。先住民族に大きな影響を及ぼす事業はなるべく回避することが望ましく、参照する際は更に議論が必要。（質・コ）</p>	木口 委員	<p>上記 53. 回答ご参照ください。</p> <p>なお、協力準備調査等において、該当する分野に知見のある専門家のご意見を伺った事例は多くあります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
57	PPT8p	Free, Prior, and Informed Consent (FPIC)の合意という点は協議とは異なるものと思われますし、合意の方が国際的の流れの中ではよいと考えます。（コ）	林委員	ご意見参考にいたします。
58	2P、論点案 30P、ESS7 の5P	ESS7のタイトル表記がサハラ以南を追加するように変更された理由に、民族間対立を招く可能性があるからとの説明がなされており、これについて、ESS7の パラ8は、各民族が置かれた状況が大きく異なるために、アセスの実施が、プロジェクト活動により部族間対立を悪化（exacerbate）させる不安材料をも提供してしまうといった懸念を述べていますが、事業を進めるうえでの過去の困難さから、世銀が経験的に導き出した判断方法かと思われます。同ESS5Pの目的 （Objectives）が特に最後の項目で述べているように、先住民族の文化・知識・実践を認識・尊重・保全し、・・・かつ変化する諸状況に適合するための機会を提供するといった表現にも、世銀の立場は端的に示されているかに見えます。世銀やJICAの事業が、彼ら固有部族の文化・知識・実践をも大きく変えてしまう程の影響を与える可能性については、謙虚な姿勢を事業者側に求める表現だと言えます。受入国の国家レベルの開発のためだけに事業を実施するのではなく、FPICにも示されているような、計画段階では少数民族側の事前協議を行い、さらに実施には合意を極力取り付けるようにとの要請を示す基本姿勢であり、JICA	作本委員	ご指摘の点踏まえ検討してまいりたいと思います。上記53. 回答ご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		にとっても大いに参考となる考え方といえましょう。 （コ）		
59	2P	FPIC の定義変更の説明は全体的には理解できるが、 「FPIC の合意は全員の一致である必要はない」と規定された場合、逆に誰が代表権を持つのか、行政管轄の役人の長が判断するのか、特定部族長レベルだけの合意で足りるのか、複数の関係部族間においては過半数合意なのかといった曖昧さが多々残っている。「合意とみなしうる」（ESS7,パラ 25）際の判断は難しく、予めの判断基準の設定が必要なのではないか。 （質）	作本委員	上記 53. 回答ご参照ください。
60	P2	合意、特に集団的合意については、JICA GL では、「社会的に適切な方法で合意」としか記載されていないので、より明確することが望まれる。（コ）	寺原委員	ご意見参考にいたします。
61	事前配布資料 2, p.2	「合意」をベースとした場合に、どの程度のレベルの合意を目安とするのかという点について、ある程度の共通理解が必要と思われる。 FPIC の内容を考慮すると、十分な情報提供、参加機会の提供、意味ある応答などを含めた合意形成プロセスの実施に努めることと解釈され、必ずしも「合意」という語を使用しなくてもよいように思われる。 （コ）	村山委員	上記 53. 回答ご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
62	P.5	ESS7の「自由で事前の合意」への変更はよろしいが、Free, Prior, and Informed Consultationの日本語訳は確認する必要がある。ESS7 para25の反対意見があった場合でも、「合意」とみなしうるといふは慎重に対応した方がよい。先住民族の反対意見といふのは重要であり本質的であるので、慎重に合意形成を目指すべきである。（コ）	重田委員	現行のJICA GL別紙1先住民族3.には、「事前に十分な情報が公開された上での先住民族との協議」と記載しております。また、合意形成プロセスについては上記53. 回答ご参照ください。
63	ESS7para5	日本語としては「自由な事前の合意」(FPIC)とする方がよい。理由は、FPICは、meaningful consultationとは別のプロセスとして位置付けられていることから協議と区別するため。（コ）	織田委員	ご意見参考にいたします。
64	ESS7para25,26	ESS7において、FPICの定義について確定した定義はないとしながらも、その適用、方法等を示しており(para25)、また同意 consentについても説明していることから(para26)、JICAGLでもESS7para25、26を採用することが望ましい。（コ）	織田委員	ご指摘の点踏まえ検討してまいりたいと思います。
<b>【8.4 世銀 ESS7 先住民族配慮計画の構成要素の参照】</b>				
65	資料 P3	IFC PS7「先住民族」 主流層と異なる言語→その国や地域の公用語ではない言語（コ）	石田委員	スライドの記載を修正致します。
66	資料 P3	AppendixにIPPという用語は出てきませんが、IFC PS para9におけるIPPは、ESS7でも登場するbroader development planやESS7 Appendix Aで語られるplanと同じものですか。（質）	石田委員	IFC PS7 para9におけるIPP (Indigenous Peoples Plan)は、世銀 ESS7 Guidance Note Appendix AにおけるIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities (IP/SSAHUTLC) Planと同様のものと考えられます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
67	事前資料 P4	IPP の構成要素 4 番。享受すること、の次に「ジェンダーに配慮した」という一文を入れてください。（コ）	石田委員	スライドの記載を修正致します。
68	事前資料 P4	8. IP/SSAHUTLC によるインプットを考える、という指摘を積極的に考慮してほしいです。（コ）	石田委員	ご意見参考にいたします。
69	事前資料 P5	先住民族が伝統的に利用してきた生物資源や土地を法的に認めさせるというケースは JICA のレビュー調査では実践例があったのでしょうか。あればご紹介いただきたいです。（コ）	石田委員	JICA ガイドラインレビュー調査において、先住民族等居住地への影響が確認された案件は 3 件（インド・北東州道路網連結性改善事業、ケニア・タンザニア連携送電線事業、インド・高速鉄道開発計画プロジェクト）ありました。詳細については同調査 P2-40,41 をご参照ください。
70	事前資料 P6	このページで示されている例は無形文化遺産配慮の良き例のように思えます。自然資源や生物資源の慣習的な利用について配慮した例があればご紹介ください。（コ）	石田委員	JICA ガイドラインレビュー調査においては上記 69. でご紹介した 3 件を除いて先住民族等居住地への影響が確認された案件はありませんでした。
71	P.3-4	多国籍援助機関のように多様なバックボーンのある人材を動員の確保は簡単ではないと思われ、先住民族に大きな影響を及ぼす工事などは回避することが望ましく、参照する場合は実施体制を含め慎重な検討が必要。（コ）	木口委員	ご意見参考にいたします。
72	4-5P	JICA の先住民族関連の対応状況が、Cカテを除き 3 件で、IPP 要素を取り入れて対応されたと報告されているが、今後アフリカ関連の事業の増加は予想され、やはり過去のアジア重視での ODA 対応とは違い、複数の異なった部族間問題が生じうるアフリカ地域等での事業実施においては、世銀方式に立った IPP 方式の導	作本委員	ご意見参考にいたします。なお、現行 JICA GL でも別紙 1 先住民族 3. において先住民族移転計画の策定について言及されています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		入を含めた方式やこれを参照にした方式は、JICA にとっても参考に値するのではないかと考えられる。（コ）		
73	P3	JICA GL では、「先住民族計画」となっており、名称の変更が必要と考えます。（コ）	寺原 委員	ご意見参考にいたします。
74	P4	参照することに賛成します。（コ）	寺原 委員	ご意見参考にいたします。
75	事前配布資料 2, p.3,4	先住民族配慮計画（IPP）は先住民族計画として現行ガイドラインにもいくつかの箇所で記載がある一方、あまり重視されていない傾向があるため、改めて位置づけを明確にし、世銀 ESS7 で示されている計画の構成要素を含めて、ガイドラインでの扱いを検討する必要がある。（コ）	村山 委員	ご意見参考にいたします。
76	ESS7 para 3, 14, 20 注 11, 23, 30(d), 35, 36	ESS7 では、男女の役割の違いが先住民族社会に特有の形で現れること、しかし女性は周縁に置かれがちなこと、ジェンダーに基づく社会的経済的制約を受けがちなことに注意を喚起し、プロジェクトの影響緩和策、ステークホルダー分析、意味のある協議への参加に当たりジェンダーに配慮すること、土地等自然資源の慣習的利用に関する評価や記録作成に際してもジェンダー視点を含めるべきことを各所で指摘している。JICAGL においてもこれらのことを含めること。（コ）	織田 委員	ご意見参考にいたします。
【8.5 世銀 ESS 8 無形文化遺産の配慮項目への追加】				

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
77	事前資料 P1	有形文化財の分類を新 GL 或いは FAQ で記述してほしいです。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
78	事前資料 P1	事前資料に示していただいた有形無形文化財の定義、なかでも無形文化財の定義はこれまで経験的に認識し案件審査の委員会でも議論してきたことがらが明瞭に書かれていてとても重要な定義だと思います。ですので新 GL の本文で定義として置く、或いは別紙や FAQ で記述することが妥当だと思われます。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
79	事前資料 P1	ESS8 の introduction（右の欄に翻訳）は文化遺産を開発の視点で考える際に有効な情報を提供してくれる説明なので、この記述は有形無形文化財の説明と共に FAQ 或いは別紙が必要であろうと思われます。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
80	事前資料 P1、2	公的な保全対象の文化財であるか否かには関わらず文化遺産として、リスクと影響の評価をする対象である、という一文が必要です。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
81	事前資料 P2	このページ最初の「・」での記述に、文化遺産に或いはその近くで行われる事業、というのが抜けています。（コ）	石田 委員	スライド修正します。
82	事前資料 P2	文化財管理計画を作成する場合でも利害関係者の意味のある参画を得て行うべきでありましよう。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
83	ESS8 E、 IFC PS8.16	プロジェクトが文化財を商業的な利用をする場合のガイドライン記述が必要ではないでしょうか。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
84		文化遺産には無形文化遺産を含むことを新GLの中で明確に位置づけることが望ましい。また、無形文化遺産は、無形文化遺産保護条約等の趣旨を踏まえて、無形文化遺産が関係する環境・社会への影響を評価し回避低減できるように位置づけを検討することが望ましい。（コ）	柴田委員	ご意見参考にいたします。
85	P.1-2	無形文化財の存在を予見し発見できる調査体制を構築するために必要とされるリソースにはどのようなものが想定されるか。（質）	木口委員	UNESCO、国や地域等によって認定がなされている文化遺産を保護するための取り組みが想定されると考えております。世銀の運用事例を参照しつつ、当該分野における専門家への意見聴取等が必要だと考えます。
86	PPT2p	WGの多くの事例では、地域の住民にとって何らかの価値を有するとみなされる巨樹などが伐採対象となる場合があります、これが議論の対象となる場合があります。このような地域住民にとって文化的に価値のあるものに影響が及ぶ恐れがある場合は、まず事前に回避する等の対応を検討すべきではないでしょうか。（コ）	林委員	ご意見参考にいたします。
87	PPT5p	ESS8の無形文化遺産への配慮を含める可能性を検討するはよいと思います。なお、具体的にどのような場合に、どのように配慮するのかについては検討しておく必要があると思います。（コ）	林委員	ご意見参考にいたします。上記85. 回答参照ください。
88	1P、2P、論点案30P	「文化遺産」と「文化財」（cultural heritage）は日本では、同義として見做す文献が多く見えるが、最近のUNESCOでは、有形世界遺産と共に、無形文化遺産を「生きた遺産」（living heritage）として保護する動	作本委員	ご意見参考にいたします。上記85. 回答参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>きが強い。2015年にナムビアでは「無形文化遺産のための12の倫理原則」（UNESCO Decision 10.COM 15.a).を採択した。世界遺産条約では、重要な文化遺産保護に立った「優品主義」が優先したが、無形文化遺産の保護にあつては、この12倫理原則にみられるように、コミュニティ重視や文化の尊重といった生きた遺産への視点が採用されている。ESS8では、注の参考文献以外の本文中では、用語検索した結果、「文化財」の用語は一切使用されておらず、「文化遺産」の用語で統一されている。背景には、「財」として重要価値を重視する優品主義に立った「文化財」だけでなく、無形文化遺産をも評価する方向への認識変化があるようである。</p> <p>配布資料2Pに説明されているように、「無形文化財とは、コミュニティや集団が文化遺産と認識し、世代から世代へ受け継がれ、継続的に再現されているような、慣行、描写、表現、スキル・・・」（ESS8,4パラ）とあるが、とりわけ途上国において、何が「文化財」であるかといった判断はつけ難く、保存方法も確立しておらず、財としての認識が乏しい場合も多い。かような場合に、欧米的な価値基準を優先させるべきでないともみると、cultural property ならば訳語は文化財となるであろうが、heritageの表記に対しては、配布資料2Pの文章訳やJICAのFAQ等を含めて、「遺</p>		

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		産」の用語に置き換える必要があると思われる。因みに、配布資料⑧の 8.5 の 2P の後半部では、「プロジェクト実施中（工事中）に文化財を発見した場合には・・・」と記述された場合、文脈上、議論の対象は重要な文化財にのみ限定された内容にシフトしているかに理解されてしまう懸念がある。（質）		
89	P4	配慮項目への追加に賛成します。（コ）	寺原 委員	ご意見参考にいたします。
90	事前配布資料 3, p.1	現行ガイドラインでは文化遺産の内容について言及していないため、有形／無形の区分とともに、無形文化遺産に対する配慮に言及する必要があると思われる。（コ）	村山 委員	ご意見参考にいたします。
91	事前配布資料 3, p.1	無形文化遺産の範囲の特定は有形文化遺産と比較して容易ではないと思われるため、事前の社会調査やプロジェクト実施に伴うコンサルテーションで把握するなどの手段を検討しておくことが求められる。（コ）	村山 委員	ご意見参考にいたします。
92	事前配布資料 3, p.1	現行ガイドラインでは、「プロジェクト実施中（工事中）に文化遺産を発見した場合」の対応は記載されていないことから、対応を検討する必要がある。（コ）	村山 委員	ご意見参考にいたします。個別事業における環境社会配慮文書においては、このような手続きが規定されている事例は多くあります。
93	事前配布資料 3	世銀 ESS9 の para15 で示されている Confidentiality（秘密保持）が必要な場合の扱いについて、検討しておく必要がある。（コ）	村山 委員	ご意見参考にいたします。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
94	P.2	無形文化遺産の配慮項目への追加は賛成である。 ESS8 para8,9の「文化財管理計画」の策定の事例があれば、教えてほしい（質）	重田 委員	<p>世銀 ESS8 のガイダンスノート Appendix 1 に文化遺産管理計画に含めるべき項目が以下のように示されています：法体制枠組み、関係機関の役割と責任、事業ライフサイクルにおける文化遺産発見・管理のためのステップ、緩和策、入札書類に文化遺産関連要求事項を含めるためのステップ（発見時手順（chance find procedures）を含む）、スケジュールと予算、モニタリングと報告。</p> <p>世銀の文化遺産管理計画（フレームワーク）の事例としては、以下が公開されています：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Land Allocation for Social and Economic Development Project III Cultural Heritage Protection Framework (CHPF) (Draft) April 3, 2020 <a href="http://documents.worldbank.org/curated/en/558641587129939965/pdf/Cultural-Heritage-Management-Plan-CHMP-Land-Allocation-for-Social-and-Economic-Development-Project-III-P171331.pdf">http://documents.worldbank.org/curated/en/558641587129939965/pdf/Cultural-Heritage-Management-Plan-CHMP-Land-Allocation-for-Social-and-Economic-Development-Project-III-P171331.pdf</a></li> </ul>
95	スライド論 点 8.5	文化遺産には有形文化財だけでなく、無形文化財も含まれることを明確にするように書きこむことが望ましい。（コ）	織田 委員	ご意見参考にいたします。